

平成26年度第3回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：平成26年11月14日（金）午後1時30分開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室

## 1. 開 会

○事務局（浅野地域振興部長） 本日は、大変お忙しい中、また、きのうからの突然の雪で、足元が大変悪い中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより今年度3回目の札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催いたします。

私は、札幌市市民まちづくり局地域振興部長の浅野でございます。どうかよろしく願います。

前回、9月の審議会では、基本計画の見直し素案についてご審議をいただきまして、各委員の皆様からさまざまなご意見をいただいたところであります。

本日は、前回の審議会でご覧からいただいたご意見を振り返った後に、事務局からお示しいたします答申案について説明をさせていただき、その後、皆様にご審議をいただく予定でございます。

審議に入ります前に、まずは事務局から留意事項の説明をさせていただきます。

○事務局（押見区政課長） 皆様、お疲れさまでございます。

地域振興部区政課長の押見でございます。

では、最初に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日の資料は、上から順に、次第、資料1は第2回審議会が出された意見要旨と対応、資料2はA3判横で折りたたんでいるもの、資料3は基本計画の見直しの答申案となっております。

おそろいでしょうか。

また、この審議につきましても、前回と同じく公開となっております。議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただいております。ご発言される場合は、恐縮でございますけれども、必ずお手元のハンドマイクをお使いいただくよう、お願い申し上げます。

それから、本日の出欠の状況でございます。

欠席の連絡が来てございますのが、梅田委員、奥谷委員、仲委員の3名となっております。また、木村委員と藤本委員からは欠席の連絡が来てございませんけれども、現在のところ、まだいらっしゃっていません。

私からの留意事項等については、以上となります。

○事務局（浅野地域振興部長） ただいまの事務局からの説明にご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（浅野地域振興部長） なければ、以降の進行を千葉会長にお願いしたいと存じます。

千葉会長、どうかよろしく願います。

## 2. 議 事

○千葉会長 それでは、これからしばらくは、私が進行役を務めさせていただきます。

先ほどの事務局の説明からもおわかりいただけますように、本日の出席者は、現在のところ、7名おります。総委員数は12名でありますから、半数を超えております。したがって、会議は成立しております。

そのことを断りまして、これから議事を進めさせていただきたいと思っております。

この審議会におきましては、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の見直しについて討論してまいりましたけれども、まずは、次第1の前回意見の確認についてを扱わせていただきます。

この点につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局（久富地域防犯係長） 区政課地域防犯担当係長の久富と申します。よろしくお願いいたします。

座ってご説明をさせていただきます。

会議資料の1番目をごらんいただきたいと思っております。A4判横長の3ページにわたった2枚の資料となっております。

9月8日に開催されました第2回審議会において、各委員の皆様から出されたご意見をまとめて、その対応を表にしたものでございます。

1枚目は、1.見直し素案全般、成果指標及び施策等に対する意見となっております、計画案の成果指標、構成、その他全般にかかわるご意見をまとめさせていただいております。

一番上につきましては、このまま進めてよい、おおむね良好というご意見もいただいておりますので、このご意見をありがたく頂戴いたしまして、前回の審議会でお示した素案をベースに答申案を作成しております。

上から2番目、3番目、4番目のご意見につきましては、松井委員、善養寺委員、木村委員から最後のまとめのような形でご意見をいただきまして、犯罪をさせない人づくりが何より大事だという内容でございましたので、その辺を背景として、答申書の序文に込めさせていただいております。

真ん中の項目ですが、仲委員から、新しい成果指標について、本当に反映する指標になっているか、わかりにくいというご意見をいただき、事務局として再度検討させていただきました。今の成果指標については、我々も取り組みの成果としてつながりにくいということがございました。そこで、新しい成果指標では、安全は自分自身や自分たちの地域で守ることが重要であるという観点で、市民の防犯意識の高まりや地域防犯活動が認知度を示すことによって、札幌市の安全をはかることができるのではないかということで設定しております。

そういう意味では、前回お示した成果指標を維持したいということでご理解をいただ

きたいと考えております。

続きまして、下段になりますが、基本方針3について、基本方針1、基本方針2と同様に、子ども、女性、高齢者別の施策に分けることができないかというご意見もございました。

前回の会議の間でもご説明させていただきまうに、初期の段階で基本方針として女性、高齢者別の施策ができないかを検討したのですが、独立した環境整備が項目としてなかなか難しいということで、基本方針3については子ども等とまとめさせていただきました。

続きまして、最下段になりますが、不適正管理空き家への対策について、札幌市でも早急に対応してほしいというご意見ございました。基本計画の中でも主な対策として項目を入れておりますが、札幌市といたしましては、今後、条例を制定して体制を整え、空き家対策を講じていくことになっております。都市局に空き家対策のセクションを設けておりますので、そちらで総合的な空き家対策を行いまして、この犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画におきましては、防犯の観点からの取り組みについて記載させていただくこととしております。その取り組みの一つの例として、相談窓口の設置を載せておりました、前回の審議会でも、事務局からその旨をご説明させていただきました。

全体に対するご意見については、以上で終わります。

2枚目に関しましては、基本計画の中に掲載されている取り組みに対するご意見ということで、今後、取り組むに当たってのご意見をいただき、対応させていただいております。

一番上については、防犯活動をしたことがないと答えた市民に対応するには、活動に参加しやすくする情報提供の取り組みが必要であるというご意見をいただいております。前回の審議会では、地域防犯活動が多く行われる連合町内会単位の情報発信を行うよう検討したい、また、事例集などの作成についても検討したいというように、今後、取り組んでいくに当たって心がけていきたい内容を回答させていただいております。

以下、今後の取り組みについての対応を具体的に記載させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

続きまして、3. 「主な取組」に関するご質問です。

こちらは、前回の審議会でご質問いただいた内容でございまして、前回、おおむねお答えをさせていただいておりますので、参考までにごらんいただきたいと思ひます。

次第1の前回意見の確認についてのご説明については、以上でございまします。

○千葉会長 説明をありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について何かご質問がありましたら、出していただければと思ひます。

とりわけ、前回、意見を出された方は、今の説明でよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○千葉会長 では、全体を通して質問がありましたら、出していただきたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○千葉会長 ありがとうございます。

次第1についての審議はこれで終わりにいたします。

次に、次第2の答申案についてと次第3の成果指標及び達成目標の目標数値について、一括して事務局から説明をお願いします。そして、その後で議論をしていきます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局(久富地域防犯係長) 引き続き、ご説明をさせていただきます。

次第2の答申案と次第3の成果指標及び達成目標の目標数値につきまして、まとめてご説明申し上げます。

まず、資料3は、答申案となっております。80ページとかなり分厚くなってございます。

まず、序文がありまして、目次の後、本編が第1章から第5章までございます。続いて、審議会の委員名簿が45ページにございまして、以降は参考資料となっております。Ⅲは審議の概要、Ⅳは附属資料となっております、iの審議経過には審議の経過を掲載し、iiの審議に当たって参考とした資料には、本日も含めて審議会で使用した資料を添付することになっております。

本来であれば、こちらも含めて資料としてお配りすることになるのですが、委員の皆様は資料を既にお持ちですので、重複することになります。したがって、この部分については省かせていただいておりますので、ご了承ください。また、Ⅳの附属資料につきましては添付させていただいておりますので、ご承知おきいただけますようお願いいたします。

それでは、資料2に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

資料2は、答申案の概要となっております。前回の審議会で見直しの素案としてお示しさせていただいたものがベースになっておりまして、そちらと重複する部分がございますので、簡潔にご説明をさせていただきます。

基本的には、前回の計画の構成をそのまま踏襲することになっておりますので、第1章の計画の策定にあたって、第2章の現状とこれまでの振り返り、第3章の計画の構成、裏面になりまして、第4章の基本方針及び基本施策、第5章の計画の推進という5章の構成については変わっておりません。

第1章は、計画の策定にあたってです。

ここは、計画について包括的にご説明している項目でございます。今回は、4の計画期間が新たに入っております。これまでの計画については計画期間を定めておりませんでしたが、今回は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画とさせていただきたいと考えております。

続きまして、第2章は、現状とこれまでの振り返りです。

こちら、前回、前々回と、資料に基づきまして、犯罪情勢、市民アンケート結果等をご説明させていただいております。4のこれまでの取り組み概要と評価は、前回ご説明を

させていただきますので、説明を割愛させていただきたいと思えます。

次に、第3章は、計画の構成です。

昨年度末の審議会でも計画の基本方針は変えないというご意見をいただいておりますので、1の計画体系の基本目標「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」は維持し、変更いたしませんでした。

同様に、下の基本方針につきましても、これまでの基本方針を維持することにしておりまして、基本方針1の「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に関する関心を高める」、基本方針2の「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」、基本方針3の「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」については変更せず、同じ基本方針を保持いたします。

今回は新たに重点施策を設けたいということで、前回お諮りをして、ご了承いただきましたので、基本方針ごとに重点施策を設定しております。

また、2の成果指標につきましても、前回の振り返りでもお話をさせていただきましたが、これまでの成果指標から、「1 犯罪に遭わないよう常に防犯意識を持って暮らしている市民の割合」と「2 地域で行われている防犯活動について知っている市民の割合」の二つを新しく成果指標として設定したいと考えております。

それぞれの成果指標の目標数値につきましても、今年度の調査では、「1 犯罪に遭わないよう常に防犯意識を持って暮らしている市民の割合」が64.5%でしたが、平成30年度までにおおむね10ポイントアップさせ、75%まで引き上げたいということで、目標値を設定しております。「2 地域で行われている防犯活動について知っている市民の割合」につきましても、平成25年度の調査では58.5%でしたが、平成30年度までに70%まで上げたいということで、目標値を設定しております。

続きまして、3の達成目標です。

こちら、前回の審議会でご説明させていただきました重点施策として設定した取り組みに達成目標を設定しようということで、基本目標ごとに一つずつ具体的な数字として達成目標を設定させていただいております。

詳しくは、後ほどご説明申し上げます。

裏面に行きまして、第4章の基本方針及び基本施策です。

基本方針1の基本施策につきましても、これまで三つとしておりましたが、(4)女性の防犯力向上、(5)高齢者等の防犯力向上の2項目を新たな施策として追加してございます。

基本方針1の基本施策のうち、(1)防犯意識を高める広報啓発につきましても、市の防犯の取り組みの根幹であろうということで、重点施策として設定させていただいております。その達成目標といたしましては、防犯講習、出前講座の開催件数として、平成25年度の31回から平成30年度までに60回にするという目標を設定しております。

次に、基本方針2につきましても、これまでの四つの基本施策に加えて、(4)女性の

犯罪被害防止の取組の推進、(5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進ということで、女性と高齢者の防犯対策についてを施策として位置づけております。

重点施策につきましては、まず、(1) 地域における防犯活動の促進でございます。地域の防犯活動を支援することが市として重要な取り組みですので、こちらを重点施策としております。

達成目標につきましては、地域安全サポーターズ登録件数となっております。地域防犯活動にかかわっていただく民間の事業者をふやすということで、平成25年度末で283件の事業者に登録していただいておりますが、平成30年度末までに700件、年度ごとにおおむね100件ずつふやすような目標を設定しております。

続いて、基本方針3につきましては、これまでの基本施策に加えて、(5) 暴力団等の排除を施策として位置づけております。こちらは、平成25年4月に札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定しておりますので、基本施策の一つとして、取り組みをより進めていくことを考えております。

重点施策につきましては、子ども等の安全に配慮した環境整備を設定して、達成目標を「子ども110番の家」のステッカー配布枚数としております。今まで、市としてこういうことはやっていなかったのですが、平成30年度までに1万6,000枚の配布を考えております。

最後に、第5章の計画の推進です。

まず、1の全市的な推進体制では、犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会で事業者等の情報交換、情報共有を図ってまいりたいと考えております。また、2の全庁的な推進体制では、庁内で部長級の会議を定期的で開催しまして、全庁で施策を展開していくことを考えております。3の計画の進捗管理につきましては、この審議会を定期的で開催して、計画に基づく施策の実施状況、犯罪情勢、市民アンケートなどをもとに検証、評価を行っていきたいと考えております。

答申案の概要につきましては、以上でございます。

指標もまとめてご説明させていただいたのですが、改めてご説明いたします。

それでは、A3判の資料の裏面の右下をごらんいただきたいと思います。

「基本目標・重点施策・成果指標」という項目になりまして、成果指標と達成目標をまとめて記載してございます。

成果指標につきましては、先ほどご説明した2点でございます。

まず、1の「犯罪に遭わないよう常に防犯意識を持って暮らしている市民の割合」につきましては、64.5%が今年度の現状ですが、これを平成30年度までに10ポイントアップさせ、75%にすることを考えております。

2の「地域で行われている防犯活動について知っている市民の割合」につきましては、平成25年度は58.5%であったものを平成30年度までに70%と、10ポイント程度上げたいということで目標を設定しております。

重点施策1の防犯意識を高める広報啓発に対する達成目標は、防犯講習の開催件数について、平成25年度は31回であったものを平成30年度までに倍増させたいということで、60回と設定させていただいております。

重点施策2の地域における防犯活動の促進に対する達成目標は、地域安全サポーターズの登録件数としております。平成23年10月に制度を創設しまして、2年半で283件の登録があり、年間でおおむね100件弱ぐらいのペースでふえております。したがって、年度ごとに100件ずつふやしていこうということで、平成30年度末までに700件と設定しております。

最後に、重点施策3の子ども等の安全に配慮した環境整備に対する達成目標は、「子ども110番の家」のステッカー配布枚数としております。こちらは、今までやっていなかったものですので、ゼロから1万6,000枚にすることを考えております。この数字につきましては、教育委員会が各学校に対して把握している子ども110番の家の件数が1万5,700件程度ということで、それを全てカバーできるだけの枚数を配ることを考えております。

○千葉会長 説明をありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました答申案と成果指標及び達成目標につきまして、これから皆さん方のご意見を伺えればと思います。

自由に発言をしていただければと思います。

○木村委員 おくれてきまして、申しわけありませんでした。

意見が反映されていて、本当によかったと思っております。

最後に説明のあった重点施策3の達成目標3「子ども110番の家」のステッカーの件数ですけれども、子ども110番の家の件数を1万5,700件程度と既に把握していて、達成目標が1万6,000枚というのは、現状維持のような感じがするのです。そのところはどうか、また、誰が、どのように配布していくのか、具体的なプランがあれば、ご説明をお願いしたいと思います。

○千葉会長 ただいまの木村委員の質問に対しまして、事務局から答えていただけることがありましたら、お願いします。

○事務局（久富地域防犯係長） 木村委員のご質問の1点目は、子ども110番の家の件数を1万5,700件程度と把握していて、達成目標が1万6,000枚というのは、現状維持のような感じがするということです。

子ども110番の家につきましては、行政が一切関係していない、つまり、学校も区役所関係もかかわっておらず、地域で自発的に進めている取り組みです。前回の審議会で松井委員からもお話がありましたが、スクールゾーン実行委員会やPTA、町内会など、その地区ごとに実施主体が違っております。このようにさまざまな団体が取り組んでいるため、取り組み内容に濃淡があるという実態もございます。

また、ステッカーも統一されておらず、いろいろなステッカーが張られたりしている実



態もごございます。さらに、それぞれの団体が自主的にやっているの、手弁当でやっていると、資材も足りないといった実情があるだろうということで、それを全て賄えるだけの数のステッカーを用意し、必要な団体には提供するという趣旨でございませう。地域の活動を押しつけて、市として取り組みを進めていくのではなくて、その地域で必要であればステッカーをお渡しするという物資の支援という位置づけで考えております。

次に、2点目のご質問についてです。

地域の状況はさまざまです、あくまでも地域の自主性を重んじてやっていきたいと考えております。今考えているのは、まだ余り具体的ではないのですが、学校や区役所から町内会、PTA、スクールゾーン実行委員会などに投げかけをして、必要だというところには提供することを考えております。

ただ、これはまだ計画段階の話でございまして、詰めて検討している状況ではないので、今の段階ではその程度しか申し上げられません。今後、全庁的に検討していく中で、よりよい取り組みになるかもしれませんし、その辺は何とも申し上げられないところでございませう。今は、ステッカーを検討している状況でございませう。

○千葉会長 さらに補足があるのですね。

○事務局（押見区政課長） 木村委員からの1万5,700件という既存の件数に対して1万6,000枚のステッカーの配布を達成目標としても、それは現状維持ではないかというご質問に明確にお答えしていなかったかと思ひましたので、私から補足をさせていただきます。

係長からもご説明がございましたとおり、多様な主体の皆様方にステッカーを張っていただきますけれども、趣旨としては、皆様に張っていただいているステッカーを今回のステッカーに張りかえてくださいということでは決してございませう。今までのステッカーで十分だということ、そのまま結構です。むしろ、我々の意図しているところは、新たなステッカー配布世帯がふえるがベストだと思ひております。

ただ、例えば、今までのシールが古くなって、札幌市がただでくれるのであれば、それを使うということについてはよろしいのではないかと考えているところ、です。

○千葉会長 木村委員、よろしいでしょうか。

○木村委員 はい。

○千葉会長 ほかにありませんでしょうか。

今、山崎委員と何となく目が合いましたので、どうぞ。

○山崎委員 安心・安全のための網羅的な計画だと思ひます。

網羅的なので、多分、札幌市の中ではいろいろな部局の方が動き回らなければいけなくなるのかなと思ひております。この施策を実行するときに、例えば、女性への性犯罪であれば男女共同参画、子どもへの虐待であれば子ども未来局というふうに、いろいろなところがかわっていかなければならない計画だと思ひます。

市民としては、この計画が実行されていることに対して何かを問い合わせたりするとき

に、あっちに聞いてください、こっちに聞いてくださいとならないように、一本化するとか、どこでまとまった回答がいただけるのかが見えると、市民にもすごくわかりやすい計画になるのではないかと感じました。

○千葉会長 ありがとうございます。

今の点について、事務局で何か考えていることはありますでしょうか。

○事務局（久富地域防犯係長） 今いただいたご意見は、多岐にわたる分野があるので、受け手が一本化できればよいというようなことでございました。

計画については、区政課の地域防犯係が統括として取りまとめをさせていただいておりますので、計画に関する施策については、一義的にはこちらが窓口になると考えております。環境整備については、街路灯であれば建設局になりますので、最終的にはそちらにご相談いただくこととなりますが、こちらが窓口とお考えいただいて結構かと思えます。

○千葉会長 山崎委員、よろしいでしょうか。

○山崎委員 はい。

○千葉会長 ほかにいかがでしょうか。

松井委員、どうぞ。

○松井委員 前回の言葉にちゃんと配慮をいただきまして、ありがとうございます。

木村委員からも先ほどお話がありましたとおり、子ども110番の家のステッカーの問題があります。前回もお話ししたとおり、屯田地域でも、これを一本化しようと思って、連合町内会を初めとして一時は動きました。しかし、縄張り争いという言葉は悪いですが、いろいろな団体がやっているのでも、一本化がなかなかできないのが現状でございました。しかし、今やっているところにプラスとなると、子どもにすれば、安全な場所がふえることとなりますので、地域として、一本化されれば、子どもたちにとっても安心であると思えます。

今、犯罪のない安全で安心なまちづくり条例が制定されて、施行されているわけですが、札幌市民の末端まで果たして認識されているかどうかです。本来であれば、この条例を知っていますかとか、この条例が制定されてどのようなことがされているかをご存じですかという項目がアンケート調査の一番最初にあってもいいのかなとも思うのですが、まず、この条例ができて、札幌市としてどんなことをやっているかを住民の末端まで知らせることが一番ではないかと思うのです。その中で、この条例に基づいて、子ども110番の家のステッカーを配布するというのであれば、住民の皆さんも納得して、教育委員会なども含めて、一本化が可能になるのではないかと思うのです。

それから、空き家問題もあります。この条例ができたことで、住民の方々のまちづくりへの参加というか、例えば既存のもので言うと、各地区のコミュニティーネットワーク会議などをうまく利用するのです。そこには連合町内会や各種団体も入っていますので、空き家の見回りや子どもたちの見守りなども含めて、住民がこぞってこの条例に関しての活動ができていくのではないかと思います。

ですから、まずは末端まで知らせる方法を検討して、それを利用して一本化していけばいいのではないかと思います。

○千葉会長 ありがとうございます。

言うなれば、広報の必要性がすごく大事だろうということで、そのあたりを事務局のほうで何かお願いできないだろうかという意見だったと思います。

この点について、事務局でお考えは何かあるでしょうか。

○事務局（久富地域防犯係長） 松井委員からいただいた広報の必要性についてのご意見は我々も痛感しているところがございます、今回の見直し案でも広報部分はより強化していこうと考えております。

今回の基本計画の見直しの答申を踏まえて、パブリックコメント等を経た後、第2次計画として確定し、公表いたしますが、それに当たっての広報をしっかりしていこうと考えております。また、広報さっぽろやホームページへの掲載はもちろん、市民向けの防犯セミナーを2月か3月に開催したいと考えております。

資料の後ろのほうに出ておりますが、まちづくり等審議会を2月か3月に開催したいと考えておまして、その中で、今回の見直し案についてもお披露目のような形でお知らせしたいと思っております。

そのような形で、市の条例や計画などから知っていただくよう、今後も頑張っていきたいと考えております。

○千葉会長 松井委員、よろしいでしょうか。

○松井委員 はい。

○千葉会長 ほかにございませんでしょうか。

善養寺委員、どうぞ。

○善養寺委員 今、松井委員と久富係長のお話を聞きながら思っていたのですが、広報というのは、し過ぎても過剰な部分がないものです。なぜかというと、市民の人たちそれぞれの中に犯罪にはできれば巻き込まれたくないというがんとした思いがあり、それをなかなか途切れさせないというところに結びついていくのだらうと思うのです。

しかし、犯罪は起きますので、どうすればいいかということですが、いろいろなところがいろいろな形でかかわっていますので、一番最初にかかわったところを中核にしながら、連携をできるだけ密にとっていくのです。一本化はなかなかできないのですが、連携をとろうと少しはずみを持った活動をするようになると、自然と一体化して行って、みんなで一つの形になって、同じ方向に進んでいけるということを実際に被害者相談を17年やっていて感じています。

ですから、一本化だ広報だと言っても、非常に無理がありますし、末端までと言うと、とても難しいことですが、連携を密にとろうという心づもりさえきちんとあれば、成果は必ず上がっていくのではないかと思います。ご提案したいと思いました。

それから、何点かお聞きしたいと思います。

資料を見ていましたら、札幌市にも男女共同参画センター内に総合相談窓口がありますが、これは森課長のところによろしいのですね。やはり、そこが中核になるのかと思いますので、そちらとも連携をとるといいのではないかと思います。

もう一点は、重点施策1の防犯意識を高める広報啓発の達成目標1の防犯講習を平成30年度までに60回にしようと思っておりますが、民間もぜひ使っていただきたいと思っております。パワーポイントのような若い人たちに浸透できるようなものを用意して、現に回っておりますので、仲間に入れていただければありがたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○千葉会長 ありがとうございます。

今の点について、事務局で何かございますか。

○善養寺委員 よろしいです。

○千葉会長 よろしいそうです。

では、ほかにかがでしょうか。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 伊藤です。

今お話に出たステッカーのことに関連して、教育委員会では、現在、1万6,000件近い数を掌握されているというお話がありました。教育委員会できちっと把握されているのであれば、恐らく、各学校や地域でどんな団体や個人の方が中心となって取り組まれたかも掌握されているかと思います。団体や個人など、地域でかかわってくださっている方を具体的にリストアップしていただいて、そこに直接働きかけることによって、今回の趣旨をきちんと伝えられ、なおかつ、こういった取り組みを札幌市でやっているということを知っている人たちにも直接理解してもらうきっかけになるかと思います。

そうすることによって、第3章に掲げていた成果指標である「犯罪に遭わないよう常に防犯意識を持って暮らしている市民の割合」や「地域で行われている防犯活動について知っている市民の割合」の数値を高めていくことにもつながっていくかと思いますので、その辺をぜひ検討していただければと思います。

○千葉会長 ありがとうございます。

今の点で、事務局から何かございますか。

○事務局（久富地域防犯係長） ご意見につきましては、今後、検討させていただきたいと思っております。

子ども110番の家につきましては、関係部局との協議が詰まっているような状況ではございませんので、教育委員会、子ども未来局、区役所も含めて、いろいろと検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○千葉会長 伊藤委員、よろしいでしょうか。

○伊藤委員 もう一つ、お願いします。

基本方針3の（5）暴力団の排除についてお聞きしたいことがあります。

今、暴力団の組員だと名乗って生活をしている方々は少なくなって、一般市民の中に入り込んで生活している方がふえているかと思うのですが、そういった方々に関してはどういう対応を、あるいは、どんな考えを持っていらっしゃるのか、お伺いします。

○千葉会長 いかがでしょうか。

○事務局（加藤主査） 地域防犯担当主査の加藤と言います。よろしくお願ひいたします。

まず、暴力団の関係ですけれども、私どもで暴力団と呼んでいるのは、暴力団構成員と密接交際者、いわゆる準暴力団構成員と呼ばれている者になります。この暴力団の認定は、北海道警察での捜査やその他もろもろの資料に基づいて行っております。

したがって、暴力団と名乗っているということであれば、北海道警察と連携して排除していきますし、札幌地区にも暴力追放センターがありますけれども、ことし、公安委員会の許可を得まして、事務所立ち退きの代理訴訟もこちらでできるようになりましたので、そういった関係団体と連携して、図っていきたいと思っております。

また、暴力団かどうかを把握しているのかどうかについては、警察にご相談していただいたり、もちろん、市にご相談をいただければ、こちらが窓口となってご案内させていただくなど、関係機関・団体と連携いたしまして対応していきたいと思っております。

○千葉会長 伊藤委員、よろしいですか。

○伊藤委員 はい。

○千葉会長 ほかにいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○千葉会長 なければ、次第2及び次第3についての議論はこれで終わりにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○千葉会長 それでは、我々として、この答申案をもとに基本計画の見直し答申書を提出することになります。きょう、皆さん方からいろいろとお話しいただいたことも答申書をつくる場合はさらに加えることになっていこうかと思ひます。その上で、さらに皆さん方からこの答申書について何かご意見がございましたら、ここを出していただければと思ひます。

皆さん方には今までかなり熱心に議論していただきましたので、皆さん方のご意見等につきましてもこの答申書に反映されているのではないかと思ひますけれども、どうしても言っておきたいということがございましたら、ぜひどうぞ。

○木村委員 ステッカーをつくったり、物を使うための予算はすごくはっきりと見えるようにつけられると思うのですがけれども、ステッカーを張っているお宅に子どもが飛び込んできたときはどうやって対応したらいいかというような講習や研修を開きたいと言ひても、お金がないのです。私がやっているCAPでもそういうことができるのですが、お金がなく呼べないということを町内会からも伺ひのです。

ですから、子どもたちに対して、警察を呼ぶのもただですし、出前講座を呼ぶのもただですけれども、民間団体がやっているものを呼ぶときには、予算の出どころがないということがあるので、予算化をするときには、少し自由に使えるようになると思います。民間を巻き込んでほしいと思います。

○千葉会長 強い要望ですね。

○木村委員 はい。

○千葉会長 では、伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 伊藤です。

民間を巻き込んでということで、私もつけ加えさせていただきたいと思います。

私は、保護司をしております。きょうは、藤本委員が来られていませんが、札幌市内に所属している保護司だけでも700人前後いますので、そういった組織をうまく使っていただきたいと思います。保護司の活動目的の一つに、更生保護だけではなくて、予防活動なども入っておりますので、うまく使っていただきたいと思います。

それから、私は少年補導員もしているのですが、警察各署に所属している者でも、札幌市だけで1,000人ぐらいは活動していると思いますので、こういった組織もぜひ使っていていただいて、通常のパトロールに加えて、意識啓発の取り組みに盛り込んでいただければと思います。

また、この答申の中にも入っていますが、民生委員も札幌市に絡むものでございまして、各地区で定例会を行っていますし、かなり強い組織として活動していますので、大いに活用していただきたいと思います。最低でも月1回は必ず定例会を開くことになっていますので、ご利用いただくなど、民間を活用していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○千葉会長 ありがとうございます。

松井委員、どうぞ。

○松井委員 今もお話がありましたように、保護司などによる活動の場面もあります。私も、北海道“絆”menづくりプロジェクトという団体で、ことしの活動の一つとして、矯正施設出所者の雇用支援、就業支援をしております。これは、刑務所を出てくる人たちの立ち直りを社会や企業が助けていこうということで、それが再犯の防止にもつながり、行く行くは安全・安心なまちづくりにつながっていくのではないかと考えているところでございます。

そのような就業支援活動がこの中に盛り込まれたらどうなのかをずっと考えていたのですけれども、言葉にはしておりませんでした。しかし、今、伊藤委員からお話がありましたので、このような話をさせていただいたのですけれども、そのような活動も応援していただければと思います。

また、先ほどコミュニティーネットワーク会議を使ってはどうかという話をしましたけれども、保護司や民生委員もコミュニティーネットワーク会議の委員になっていると思い

ます。札幌市でコミュニティーネットワーク会議が何団体あるのかはわかりませんが、例えばそこで出前講座をするだけで、達成目標1の60回という数字はクリアしていくと思っておりました。

○千葉会長 ありがとうございます。

今、何人かから、民間活動に対する応援ということもすごく大事であろうというお話をいただきました。そういったことも、答申書をつくる際には参考にさせていただければと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○千葉会長 よろしければ、本日、委員の皆さん方からいただいた意見を反映させた基本計画の見直しの答申書を事務局に作成していただきまして、札幌市長に対して答申を行いたいと思いますけれども、皆さん方はよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○千葉会長 ありがとうございます。

異議がないようでありますので、基本計画の見直しに係る答申書の作成を事務局にお願いしたいと思います。

今の提案について、事務局から何かございますか。

○事務局（押見区政課長） 多くの皆様方からさまざまな意見を頂戴いただき、改めて感謝を申し上げたいと思います。

これから札幌市にご答申をいただきました後に、庁内での議論をしていくこととなります。そこでは、施策からもう少し入り込んで、事業を具体化するようなお話が出てくる可能性もございますけれども、いただきましたご意見につきましては、会長からも先ほどございましたとおり、尊重させていただいて、反映できるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

今後の予定でございますけれども、今ご説明したとおり、ご答申をいただいた後、市役所内部で検討いたします。さらには、多くの市民の皆さんからご意見を頂戴するためにパブリックコメントに付しまして、おおむねの予定としては、年明けになろうかと思っておりますけれども、今年度中に計画を確定させ、公表するという段取りで進めてまいりたいと考えてございます。

また、本日も皆さん方からご意見をいただきましたので、答申案につきましては、各委員の皆様方に改めて郵送したいと思います。ただし、郵送した答申案からさらに庁内議論を得る形となるため、これからは若干変わってくる部分があるかと思っておりますので、あらかじめご承知おきいただければと思います。

○千葉会長 ありがとうございます。

それでは、これで私の役割は終わりましたので、進行役を事務局に戻したいと思います。

○事務局（浅野地域振興部長） 千葉会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、長い期間にわたりましてのご審議を本当にありがとうございました。

今回は、パブリックコメント等の手続を終えまして、確定、公表した基本計画の概要等につきましてご報告をさせていただく場を設けたいと考えております。

最後に、次回の開催日につきまして事務局からお知らせをさせていただきます。

○事務局（押見区政課長） 次回、第4回目の審議会につきまして、現在、私どもで考えております時期は、年明けの2月下旬から3月上旬でございます。具体的な日程につきましては、後日、改めてご連絡を申し上げ、調整させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 閉 会

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、これで平成26年度第3回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上